

コンプライアンス —正しい答えはないが正しいプロセスはある

FCPA、UKBA、内部通報のリスクと日常的・戦略的対策

オリック東京法律事務所・外国法共同事業

弁護士 高取芳宏
(日本・米国ニューヨーク州登録)

弁護士 矢倉信介
(日本・米国ニューヨーク州登録)

*本記事の参考データを日外協サイトでご覧いただけます。
<http://www.joea.or.jp/publication/globalmanagement/referencedata>

国境を超えた対策の必要性

近時、米国海外腐敗行為防止法 (FCPA)、英国賄賂防止法 (UKBA)、あるいは、内部通報に関するドッドフランクリン法の成立などにより、海外進出を積極的に行っているグローバル企業のみならず、米国、英国に少しでも取引の接点を持つ企業にとって、あらゆる国におけるコンプライアンス対応が重要かつ緊急の課題となっている。その要因として、国境を超えてカバーすべき領域が著しく広いこと、またリスクとして想定される制裁金や罰則が極めて甚大であることに加えて、「では、当社にとって実際にどのようなリスクがあるのか」「リスクを避けるにはどうしたらよいか」という質問への具体的な答えが難しいことが挙げられる。筆者らが、これらをテーマにしたセミナーを開催するたびに、企業の関心の高さと危機意識に逆に驚かされる。

グローバルなコンプライアンス対策を難しくする理由としては、1) 各国における法規制の相違、2) それら法規制・慣習の不透明性、3) 現地法人・取引先監視の困難性などが挙げられる。そして具体的な関連分野としては、1) 外国公務員贈賄、2) 独禁法違反・カルテル、3) 個人情報・営業秘密漏洩、4) 証券関連規制、5) 知的財産権管理、6) 労務管理など多岐にわたる。

4つの側面と3つの段階

これらのコンプライアンスを進める上では、常に以下の4側面における問題点の把握と対策が重要である。すなわち、1) 民事(第三者との関係での法的権利・法的義務、契約・労務・不法行為・訴訟などの対策を含む)、2) 刑事(刑法犯・経済犯罪・贈収賄などの違法行為としての側面)、3) 行政(未登録による権利無効・行政措置など行政法規違反などの側面)、4) メディア=世論(取材報道等の影響の側面)を常に念頭に置く必要がある。

また、対策を講じるべき段階として、①平常時における問題ないし紛争の発生予防段階、②問題ないし紛争発生が顕在化した段階での解決手段選択を中心とする戦略構築段階、③問題ないし紛争の戦略的解決手段ないし手続の遂行段階に分けることができ、そのような分析および思考方法が、企業における対策として大きな効果を発揮する。

FCPA、UKBAの怖さと不透明さ

FCPA および UKBA は、非常に広範囲に適用される可能性があり、特にFCPAの高額な罰金額の認定、当該企業幹部個人に対する厳罰認定事案の増加、またUKBAの私人間への適用可能性など、国境を超えたビジネスを行う企業にとっては大きなリスクとなりうる。